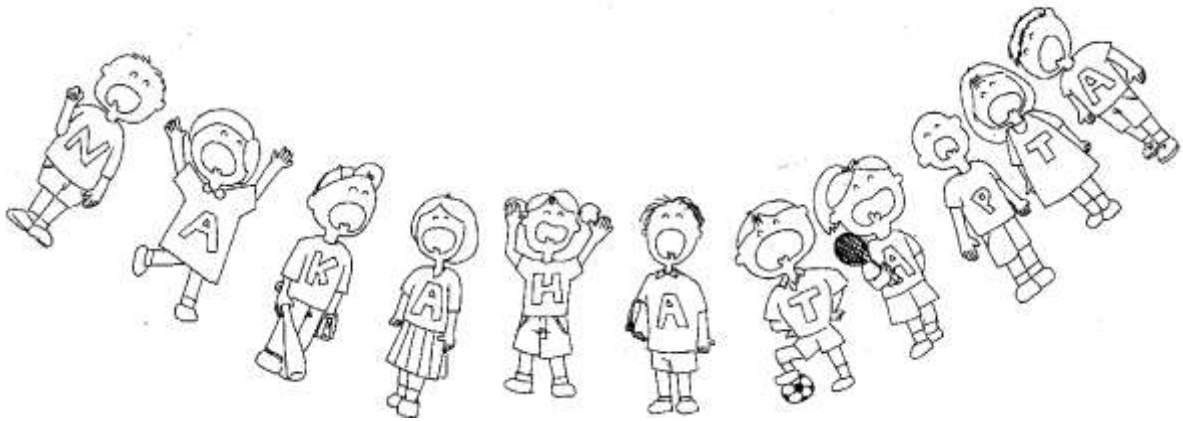


平成 30 年度

P T A 規約

みんなの P T A



渋谷区立中幡小学校

〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷 3 - 4 9 - 1

TEL 03-3376-1371 FAX 03-3376-1340

E-mail nakahata_es03@shibuya-school.ed.jp

PTA活動とは……

保護者と教師が力を合わせ、子どもたちの成長を温かく見守っていくためのものです。

小学校で過ごす6年間は長いようで、あっという間に過ぎてしまいます。その貴重な時間を、子どもたちが楽しく健やかに過ごせるよう、保護者同士、そして学校と連携し、協力して、様々な取り組みを行っています。

PTAは、決して難しいものでも、強制するものでもありません。

「できる時に、できる事を、できる人が」、お互いに助け合っています。

PTA 活動での実際の声をご紹介します

・「保育園のお友達もいないため、入学時は知り合いもなく、不安でした。PTA活動に参加したことで、同じクラスの保護者や、違う学年の保護者と交流をもつことができ、色々な話を聞くことができました」

・「PTAの委員会に参加するようになってから、学校に行く機会が増え、学校の様子がよくわかり、先生と話をする機会が増えた。また、普段なかなか見ることのできない学校での子どもたちの様子を見るのができたのは良かった」

・「秋にPTA主催で開催されるイベント『中幡っこフェスタ』は、準備が大変だけれど、その分成功した時の喜びも大きいです。在校生だけでなく、近隣の子ども達も参加してくれて、『楽しかったです』と言われました」

学校の行事を円滑に進めるお手伝いをする、学校と保護者の間をつなぐ広報誌を作る、子どもたちが楽しめるお祭を開催する、親子で参加できるサッカーや野球のスポーツ観戦を行う、イベントなどで子どもたちを見守る、スポーツや読み聞かせのPTAサークルに参加する……など、PTAには様々な活動があります。詳しくは、別に配布した「PTA委員・係活動」に書かれていますので、ご覧ください。

渋谷区立中幡小学校PTA規約

第1章 名称と事務所

- 第1条 本会は、渋谷区立中幡小学校PTAといたします。
- 第2条 本会は、事務所を中幡小学校（〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷3-49-1）内に置きます。

第2章 目的と活動

- 第3条 本会は、本校に在籍する児童の父母、あるいはこれに代わる保護者（以下、保護者といたします）と、本校に勤務する教員とが協力して、家庭と学校と社会での児童の幸福な成長をはかり、あわせて会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とします。
- 第4条 本会は、その目的を達成するために、次の活動を行います。
1. よい保護者、よい教員になるように努力します。
 2. 家庭と学校とで緊密な連絡を取って、児童の生活を補導します。
 3. 児童の生活環境をよくします。
 4. 公教育費を充実するように努力します。
 5. そのほか、本会の目的を達成するのに必要な活動を行います。

第3章 方針

- 第5条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動します。
1. 児童の教育や福祉のために活動する他の団体や機関と協力します。
 2. 本会は、特定の政党や宗派にかたよる行為や、営利を目的とする行為は行いません。
 3. 本会あるいは、本会役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しません。
 4. 学校の人事そのほか管理には干渉しません。

第4章 会員

- 第6条 本会の会員には、次の2項のどちらかに該当する方がなることができます。
1. 本校に在籍する児童の保護者
 2. 本校に勤務する教員
- 第7条 本会の会員は、会費を納めるものとします。

会費は、1 児童 年間3, 600円（在校3 人目以降免除）とします。
ただし転入生は、転入翌月より月額300円とします。

第8条 会員は、どなたも平等の義務と権利をもっています。

第9条 本会の会員は、渋谷区連合PTA 協議会会員となります。

第 5 章 経 理

第 10 条 本会の活動に必要な経費は、会費、寄付金その他の収入によって賄われます。

第 11 条 本会の経理は、総会で議決された予算にしたがって行われます。

第 12 条 本会の決算は、会計監査の後に総会に報告され、承認してもらわなければなりません。

第 13 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わります。

第 6 章 役 員 と 委 員

第 14 条 本会に次の役員を置きます。(P・・・PTA T・・・教員)

会 長	1 名 (P)
会長代理副会長	2 名 (P)
副会長	3 名以上 (P3 以上 T 1)
庶 務	3 名以上 (P2 以上 T 1)
会 計	3 名以上 (P2 以上 T 1)

第 15 条 本会に、次の委員を置きます。

学 級 委 員	若干名
広 報 委 員	若干名
校 外 委 員	若干名
ベルマーク委員	若干名
学校保健委員	若干名

第 16 条 役員は、次の方法で選びます。

1. 会長、副会長、庶務、会計は役員選出委員会により本人の承諾を得て選出し、総会の承認をいただきます。
2. 教員側役員は、教員側で決めます。

第 17 条 委員は、次の方法で選びます。

1. 学級委員は、学級会で選びます。
2. 広報委員は、学級で推薦し、会長がこれを委嘱します。
3. 校外委員は、学級で推薦し、会長がこれを委嘱します。
4. ベルマーク委員は、学級で推薦し、会長がこれを委嘱します。

5. 学校保健委員は、学級で推薦し、会長がこれを委嘱します。
- 第 18 条 役員、委員の任期は1年としますが、再選することは構いません。欠員ができた時は、前条に従って補充し、その任期は前の方の残り期間とします。
- 第 19 条 会長は、次の仕事をします。
1. 本会を代表し、会務を統理します。
 2. 総会、実行委員会、総務委員会、会計監査委員会を招集します。
 3. 歴代会長、副会長を顧問として委嘱します。
- 第 20 条 副会長は、会長を助け、会長に事故がある時は、その仕事の代わりをします。
- 第 21 条 庶務は次の仕事をします。
1. 総会、実行委員会の通知、議事録の作成保管、その他会の活動に関する重要事項を記録します。
 2. 会長の指示で本会の庶務をします。
- 第 22 条 会計は、次の仕事をします。
1. 総会で決定した予算に従って、一切の会計事務を処理します。
 2. 総会で、会計監査委員の監査を通過した決算報告をします。
 3. 本会の財産を管理します。
 4. 予算の立案について協力します。

平成30年3月3日一部改正

第 7 章 会 計 監 査 委 員

- 第 23 条 本会の経理を監査するために、2名(P)の会計監査委員を置きます。
- 第 24 条 会計監査委員は第 16 条第 1 号に準じて選びます。
- 第 25 条 会計監査委員は、必要に応じて随時会計監査をします。
- 第 26 条 会計監査委員の任期は、1年としますが、再選することは構いません。但し、最長2年までとします。欠員ができた時は、第 24 条に従って補充し、その任期は前の方の残り期間とします。

第 8 章 会 議

- 第 27 条 本会の会議は、総会、実行委員会、総務委員会とします。
どの会議でも、議事は出席者の過半数の同意で決定します。
- 第 28 条 総会は、全会員で構成され、会員の過半数（委任状を含む）をもって成立します。
総会は本会の最高議決機関であり、次の事項を議決します。
1. 役員の承認
 2. 決算の承認

3. 事業と予算案の承認

4. 規約の変更

5. そのほかの重要事項

第 29 条 総会は、定期総会と臨時総会があります。定期総会は、年度当初および年度末に開きます。臨時総会は、実行委員会が必要と認めた時に開きます。

第 30 条 実行委員会は、役員、学級の代表、広報、校外、ベルマーク、学校保健の各正、副委員長及び教員代表で構成され、次の事項を検討処理します。

1. 事業計画の調整

2. 委員会の連絡

3. 広報活動の方針

4. 校外活動の方針

5. ベルマーク活動の方針

6. 学校保健活動の方針

7. 特別委員活動の方針

8. 総会提出の議案

9. そのほかの重要事項

第 31 条 実行委員会は、毎月定例会を開きます。そのほか、会長が必要と認めた時は臨時に開くことができます。

第 32 条 総務委員会は、役員で構成し、緊急事項の処理に当たります。

第 33 条 総務委員会は、会長が必要と認めた時、会を招集します。

第 9 章 常置委員会と特別委員会

第 34 条 本会の活動に必要な事項を達成するために、次の委員会を置きます。

常置委員：学年（学級）委員会・広報委員会・校外委員会・ベルマーク委員会・学校保健委員会

第 35 条 特別な事項で必要がある時は、実行委員会の議決で特別委員会を作ることができます。

第 36 条 委員長は、会長連名で委員会を招集して、議長となります。

第 10 章 学 級 会

第 37 条 学級会は、学級の保護者と担任で構成し、学級委員（学年委員を兼ねる）を選び、担任に協力して、教育効果を高めるために活動します。

第 38 条 学級会は、PTA の基礎的な会合で、随時開きます。

第 11 章 任 意 活 動

第 39 条 PTA サークル

1. 会員は、本規約の趣旨に沿って PTA サークルを設立することができます。
2. PTA サークルの活動は、PTA サークルの規定をもとに行います。

第 40 条 校庭開放サポート会

1. 校庭開放サポート会は、PTA 会員で構成され、主体的に活動します。
2. 校庭開放サポート会の活動は、校庭開放サポート会の規定をもとに行います。

第 12 章 細 則

第 41 条 本会の運営で、必要な細則は、この規約に反しない限り、実行委員会の議決で定めることができます。

第 13 章 改 正

第 42 条 この規約は、第 27 条の規定に関係なく、総会で出席者の3分の2以上の賛成がなければ、改正することはできません。

第 14 章 付 則

第 43 条 校長はどの会議にも出席して、意見を述べるすることができます。

第 44 条 第 6 章第 18 条の但し書きは、特別の事由（役員選出委員会の要請）がある場合に限り、実行委員会の承認を得て適用しない事ができます。

第 45 条 この規約は、平成 23 年 3 月 22 日から施行します。

第 46 条 この規約は、平成 27 年 2 月 19 日に一部改正し、同日から施行します。

平成 23 年 3 月 22 日改定

平成 28 年 3 月 5 日一部改正

渋谷区立中幡小学校PTA規約細則

第 1 章 経 理

- 第1条 会費の納入方法は、世帯毎にします。
- 第2条 本会に属する金銭はすべて公金であります。その予算執行及び運用については適正に行われなければなりません。
- 第3条 予算執行の担当者は、担当項目について、予算書に従い、執行する事を原則とします。但し、会長の許可を得たときには、項目内の流用ができます。
- 第4条 予備費からの補充は、実行委員会に2分の1以上が出席しその議決権の過半数をもって行います。

第 2 章 役員及び委員の選出

- 第5条 本会の役員並びに監査委員は、会員によって推薦された候補者の中から、役員選出委員会において選出します。
- 第6条 学級委員は、学級の代表1名を選出します。学級の代表はその学年の委員長1名を選出します。
- 第7条 広報委員は、委員長1名、副委員長1名を選出します。別に教員1名が副委員長となります。
- 第8条 校外委員は、委員長1名、副委員長1名を選出します。別に教員1名が副委員長となります。
- 第9条 ベルマーク委員は、委員長1名、副委員長1名を選出します。別に教員1名が副委員長となります。
- 第10条 学校保健委員は、委員長1名、副委員長2名を選出します。別に教員1名が副委員長となります。
- 第11条 役員選出委員は、委員長1名、副委員長1名を選出します。別に教員1名が副委員長となります。
- 第12条 中幡っ子フェスタ委員においては、委員長1名、副委員長、会計、庶務各2名を選出します。別に教員2名が副委員長となります。
- 第13条 各委員は、原則として兼任はできません。しかし特別な場合には、これを妨げません。

第 3 章 常置委員会及び特別委員会

- 第 14 条 学年委員会は、各学級委員、広報委員、校外委員、ベルマーク委員、学校保健委員、役員選出委員、中幡っこフェスタ委員と担任教師によって構成され、学級会での話し合い、学級間の調整などを中心に教育効果を高めるために活動します。
- 第 15 条 広報委員会は、本会のPRのための会報発行の推進機関となり、その他資料集めや依頼された調査などを実施します。
- 第 16 条 校外委員会は、校外における危険から児童を守るために企画し実施します。
- 第 17 条 ベルマーク委員会は、ベルマーク運動を進め、収集したベルマークを処理し、本会及び児童の教育設備を整えるために活動します。
- 第 18 条 学校保健委員会は、児童の心身の健全な発育のための情報や学習の場を会員に提供するために活動します。
- 第 19 条 特別委員会の設置は、実行委員会に2分の1以上が出席しその議決権の過半数をもって行います。
- 第 20 条 特別委員会には、次のようなものがあります。
1. 役員選出委員会
役員選出委員は、各学級、教員、当年度役員より各1名となります。
 2. 中幡っこフェスタ委員会
中幡っこフェスタ委員会は、各学級より2名、教員、当年度役員より各1名となります。

第 4 章 学 級 会

- 第 21 条 学級会はPTA活動の基盤であります。学級会を通じて、規約第2章の実現を図ります。
- 第 22 条 学級の代表は学級担任と協議し、必要に応じて学級会あるいは学年の合同学級会を開きます。

第 5 章 PTAサークル

- 第 23 条 PTAサークルは会員相互の親睦と教養の向上に努めることを目的とします。但し、PTA 会員以外の者（以下「一般会員」といいます）が、地域親睦を目的に入会することを妨げません。
- 第 24 条 PTAサークルの承認は、次の条件より実行委員会で出席者の3分の2の決議をもって行います。
- ① PTAサークルの目的を遵守すること。

- ② 過半数以上をPTA会員が占めること。
- ③ 代表者および会計管理者を置き、PTA会員より選出すること。但し兼任を妨げません。

2. 承認後、条件を満たさない事情が発生した場合には、目的を達成するために必要な判断は、第27条に定める出席をもって、実行委員会で出席者の3分の2の決議をもって行います。

第25条 第24条により承認を受けたものに限り、本校の「PTAサークル」と称することができます。

第26条 承認申請には、次の書面を整備し副本を実行委員会に提出します。

1. サークル規約および会員名簿（住所氏名および学年）
 - ① 代表者、会計管理者およびその他の役名を明記すること。
2. 入会申込書（募集要項）。
 - ① 損害賠償対応を明記すること。
3. PTAサークル代表者は前項 1. 2. に変更あった場合は、速やかに実行委員会に届け出るものとします。

第27条 PTA会長の招集により、代表者および指名を受けた者は実行委員会に出席し意見を述べるすることができます。

第6章 校庭開放サポート会

第28条 校庭開放サポート会は、放課後クラブ（渋谷区教育委員会が委託）と協力・連携しながら、校庭開放の管理運営をおこないます。

第29条 校庭開放サポート会の会員（以下、サポート員）は、PTA 会員の中から募り、会長がこれを委嘱します。

第30条 サポート員は、代表者1名を選出します。

第31条 校庭開放サポート会は次の活動を行います。

1. 校庭開放の実施要項の作成
2. 保護者当番の募集
3. 当番表の作成と配布
4. 備品の管理
5. 保護者当番で発生する謝金の事務手続き
6. 校庭開放指導員説明会の事務局業務

第32条 PTA 会長の招集により、代表者および指名を受けた者は実行委員会に出席し意見を述べるすることができます。

第 7 章 付 則

- 第 33 条 この細則は、実行委員会において改正することができます。
第 34 条 この細則は、平成 20 年 3 月 18 日から施行します。
第 35 条 この細則は、平成 27 年 2 月 19 日に一部改正し、同日から施行します。

平成 20 年 3 月 18 日改正

平成 27 年 2 月 19 日一部改正

PTA 慶弔内規

死亡	児童	一律 10,000円分
	会員	一律 10,000円分
	主事・事務本人	一律 10,000円分

※その他、特別事項については、都度、総務会にて協議の上、決定する。

平成 28 年 3 月 5 日改定

中幡小学校 PTA 活動組織図

